



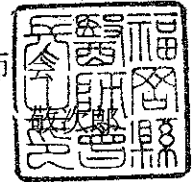
福岡県医発第843号(保)

平成14年 8月 2日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



医療安全体制、褥瘡対策の減算に係る疑義解釈について

標記疑義解釈が、厚生労働省より別紙のとおり出されましたので、お送りいたします。

医療安全体制、褥瘡対策の減算に係る疑義解釈（厚生労働省）

1. 医療安全管理体制未整備減算関係

問1 1人の医師等が、安全管理のための委員会の委員と、院内感染防止対策委員会の委員の両方の委員を兼務することは可能か。

答 両方の委員会の業務を適切に遂行できるのであれば、1人の医師等が、両方の委員会の委員を兼務することは差し支えない。

問2 病院長又は診療所長は、安全管理のための委員会の委員にならなければならないのか。

答 安全管理のための委員会は、安全管理の責任者等で構成されていれば足りるものであり、病院長又は診療所長が、委員になっていなければならないというものではない。

問3 医療安全管理に係る体制を整備した上で、9月1日から10月16日までの間に届出を行うこととされているが、この時点で、職員研修を2回実施している必要があるのか。

答 職員研修については、年2回程度実施されていれば足りることとされており、年2回程度の研修計画が立てられていることは必要であるが、地方社会保険事務局への届出時点で、研修が2回実施されていなければならないというものではない。

問4 医療安全管理体制未整備減算について、減算とならないためには、一定の実績期間が必要なのか。

答 1月間の実績期間が必要である。このため、9月1日以前から対策を講じていなければ、10月1日から減算となる。

2. 褥瘡対策未実施減算関係

問1 褥瘡対策に係る専任の医師等については、褥瘡対策だけに従事するのではなく、他の業務と兼務することも可能と考えるがどうか。

答 専任であれば施設基準を満たすものであり、他の業務と兼務することも可能である。

問2 褥瘡対策チームについては、非常勤の医師等で構成してもいいのか。

答 常勤規定は設けられていないことから、非常勤であっても認められるものである。

問3 褥瘡対策チームは医師及び看護師で構成しなければならないのか。

答 医師及び准看護師で構成することも差し支えない。

問4 褥瘡対策に必要な体圧分散式マットレス等については、レンタルやリースでもよいのか。また、その費用を患者から徴収することは認められるか。

答 レンタルやリースであっても差し支えないが、その料金は医療機関が負担するものであり、患者から徴収することは認められない。

問5 褥瘡対策未実施減算について、減算とならないためには、一定程度以上の実績期間が必要なのか。

答 1月間の実績期間が必要である。このため、9月1日以前から対策を講じていなければ、10月1日から減算となる。